

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全衛生管理規程（平成 16 年旭医大達第 169 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行								
<p>(略)</p> <p>第20条 本学に、別表3のとおり、衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。</p> <p>2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助し、安全管理担当者は、安全衛生管理責任者の事務を補助する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1（第6条関係）（略）</p> <p>別表2（第11条第1項関係）（略）</p> <p>別表3（第20条第1項関係）</p>	<p>(略)</p> <p>第20条 本学に、別表3のとおり、衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。</p> <p>2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助し、安全管理担当者は、安全衛生管理責任者の事務を補助する。</p> <p>(略)</p> <p>別表1（第6条関係）（略）</p> <p>別表2（第11条第1項関係）（略）</p> <p>別表3（第20条第1項関係）</p>								
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 1316 533 1353">区分</th><th data-bbox="537 1316 1104 1353">指定者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="235 1356 533 1386">衛生管理担当者</td><td data-bbox="537 1356 1104 1386">人事課労務管理係長</td></tr></tbody></table>	区分	指定者	衛生管理担当者	人事課労務管理係長	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1131 1316 1429 1353">区分</th><th data-bbox="1433 1316 2000 1353">指定者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1131 1356 1429 1386">衛生管理担当者</td><td data-bbox="1433 1356 2000 1386">人事課労務管理係長</td></tr></tbody></table>	区分	指定者	衛生管理担当者	人事課労務管理係長
区分	指定者								
衛生管理担当者	人事課労務管理係長								
区分	指定者								
衛生管理担当者	人事課労務管理係長								

	財務課総務係長 施設課施設企画係長 <u>総務課</u> 病院総務係長 医療支援課医療支援係長 学務課総務係長		財務課総務係長 施設課施設企画係長 <u>経営企画課</u> 病院総務係長 医療支援課医療支援係長 学務課総務係長
安全管理担当者	総務課総務係長 財務課調達係長 <u>財務課</u> 病院契約係長 施設課機械係長 施設課電気係長 施設課施設マネジメント係長	安全管理担当者	総務課総務係長 財務課調達係長 <u>経営企画課</u> 病院契約係長 施設課機械係長 施設課電気係長 施設課施設マネジメント係長
別表4（第31条関係）（略）		別表4（第31条関係）（略）	
【改正理由】 事務局の改組に伴い、所要の改正を行うものである。			